



オーケストラと友に音楽祭 2025 コミュニティーコンサート in 下條



主な内容

建築確認について	2
土砂災害に備えましょう	3
戸籍にフリガナが記載されます	4
国民健康保険証が使えなくなります	5
高齢者見守りネットワーク事業について	6
食中毒を予防しよう	7
集落支援員だより	8～9
熱中症対策について	10～11
学校だより	12
子育て相談のお知らせ	13
ツキノワグマにご注意ください	14
家屋異動の報告について	15
下條村ふるさと応援寄付金	16
企業版ふるさと納税について	17
特別弔慰金について	18
戸籍の窓口	19
ズームアップ下條	20

令和7年4月から建築確認が変わりました

法改正により2025年4月以降に着工する住宅等の新築・増築・改築で一定の条件を満たすものは、事前に建築確認手続きが必要となりました。着工前に建築確認の要否を飯田建設事務所建築課（Tel 0265-53-0433）へ確認してください。

新築の場合

- ・2階建て以上、又は平屋で200m²超の建物は確認申請の対象となります。
- ・上記の規模未満の建物は建築申請の対象外となります。

改修(リフォーム)の場合

- ・2階建て以上、又は平屋で200m²超の建物で、主要構造部の過半の修繕・模様替の工事が確認申請の対象となります。
- ・上記の規模未満の建物は、主要構造部の修繕・模様替の工事面積に関係なく建築申請の対象外となります。

増築の場合

- ・増築後に2階建て以上、又は平屋で200m²超となる建物は確認申請の対象となります。
- ・上記の規模超の建物で、10m²超の増築工事は確認申請の対象となります。
- ・増築後に上記の規模未満となる建物は、増築面積に関係なく建築申請の対象外となります。

建築確認の要否確認が必要となる補助制度は下記になります。詳しくは担当課にお問合せください。

担当課：総務課企画財政係

- ・下條村集会施設等改善事業補助金（新築・改修）
※住宅以外の用途（公民館など）は、確認申請の対象となる面積や要項が住宅とは異なります。
- ・下條村定住促進住宅新增築等補助金（新築・増築）
- ・下條村空き家リフォーム等補助金（改修）

担当課：振興課建設係

- ・下條村住宅リフォーム等補助金（改修）

6月1日から10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。

電波を利用するときは、必ずルールを守りましょう。

電波の 3つのルール

1. 無線機器を使用の際は「技適マーク」㊦の確認を。
2. 外国規格の無線機器にはご注意ください。
3. 電波の利用には、原則、免許が必要です。



【問い合わせ先】
信越総合通信局

★不法無線局に関すること

★放送の受信障害に関すること

監視調査課

受信障害対策官

(電話：026-234-9976)

(電話：026-234-9991)



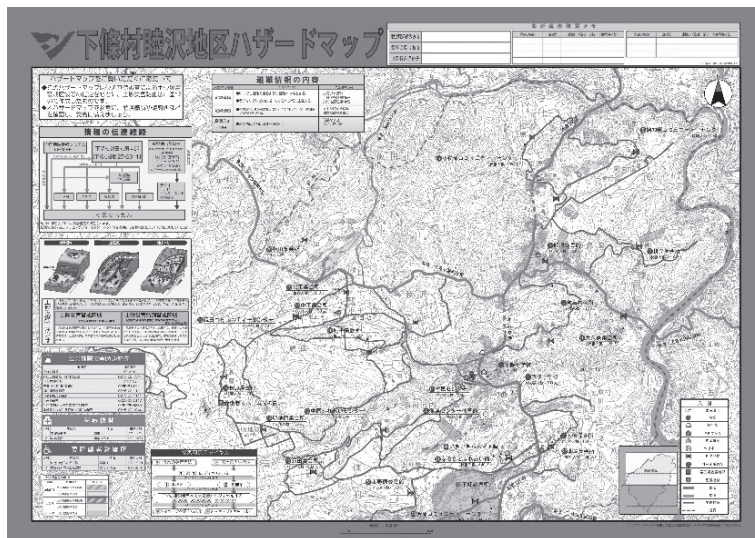
土砂災害に備えましょう

国土交通省では土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、昭和 58 年より 6 月を「土砂災害防止月間」と定めています。これからの季節、台風や梅雨前線の影響で、大雨による土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害から身を守るためには、一人ひとりが土砂災害に対して日頃から備えておくことが重要です。

① お住まいの場所が土砂災害警戒区域等か確認しましょう。

土砂災害のおそれのある地域は「土砂災害危険区域」とされています。お住まいの場所やよく通る道が土砂災害のおそれのある地区かどうか、村のハザードマップやホームページで把握しておきましょう。また、ご家族やご近所の方とどのように避難行動をとるのか、避難場所はどこかを話しておくことは災害発生時の被害軽減につながります。

村ホームページ
ハザードマップ・防災マップ
二次元コード



② 土砂災害の前兆現象に注意しましょう。

土石流



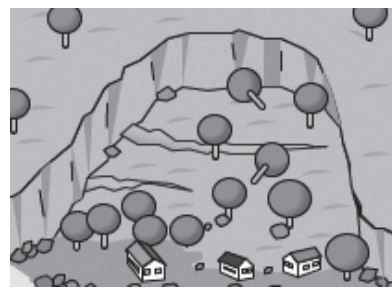
- ・ 川が濁り、流木が混ざり始める
- ・ 土のおいがする
- ・ 降雨が続くのに川の水位が下がる
- ・ 地鳴りがする

がけ崩れ



- ・ がけにひび割れができる
- ・ 小石がパラパラ落ちてくる
- ・ 湧水がでてくる
- ・ 地鳴りがする

地すべり



- ・ 地面にひび割れができる
- ・ 井戸水が濁る
- ・ 樹木が傾く
- ・ 地鳴りがする

③ 土砂災害警戒情報を確認しましょう。

「土砂災害警戒情報」は大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに発表されます。「土砂災害警戒情報」が発表されたら、避難指示の発令に備えて直ちに避難の準備をしましょう。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

→ 誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入中のみなさまへ

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

7月31日に、健康保険証は使えなくなります。



マイナ保険証が資格確認書



で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証 の利用を ご希望の方

- 利用登録済み** ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
- の場合**
- 未登録の場合** ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の 利用が困難な方

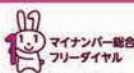
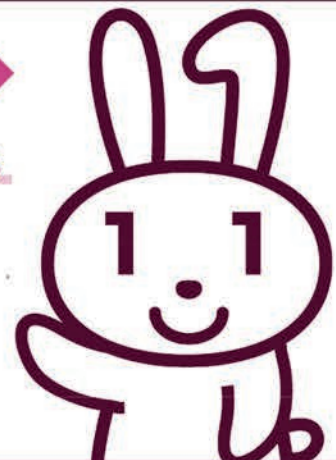
ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書が交付されます。**

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても**資格確認書が交付されます。**

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年中年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢者見守りネットワーク事業・認知症専用保険について

下條村では、地域のネットワークを活用し、認知症になっても安心して地域で生活出来るよう行方不明時の早期発見、保護などを目的に、「高齢者等見守りネットワーク事業」を行っています。

ネットワークに登録していただくことによって、行方不明時に「行方不明SOS情報」として、迅速に関係者での情報共有が可能となりスムーズな搜索活動、早期発見が期待できる事業です。

あわせて、ネットワーク事業へ登録を行った方は「下條村認知症専用保険」を活用していただくことができます。

◎見守りネットワークについて

【登録条件】全ての条件を満たす方

①下條村に住民票があり現に居住している方

②認知症もしくは認知症の疑いのある方（若年性認知症を含む）または、障がい者手帳をお持ちの方

③行方不明になる可能性がある方

※認知症の診断を受けている方は、診断医療機関からの診断結果等の資料や介護認定申請時の主治医意見書で確認。認知症の診断を受けていない方は、かかりつけ医の紹介で認知症の検査を行う必要があります。

◎認知症専用保険加入事業

・下條村が契約者となる認知症専用の保険です。日常生活における偶然な事故でご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金の支払いを受けることができます。

※年間保険料（13,800円）の半額（6,900円）を村で助成します。

【保険加入対象者】

・見守りネットワークの登録を行った方で、在宅生活をしており、認知症の診断を受けている方。

【補償額の上限】

・個人賠償責任保険(1億円)
・傷害保険(死亡・後遺障がい 100万円)等

申込み・お問合せ

下條村地域包括支援センター 電話 27-1231

“下條村緊急通報システム”のご案内

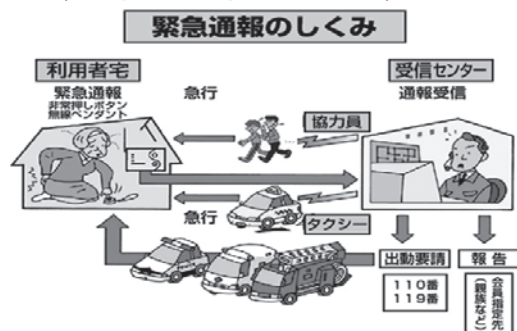
高齢者等の一人暮らしや、障がいを持つ方など暮らしに不安を抱える方たちが安心して暮らせるよう、自宅に「緊急通報システム」を設置することで、「体調が急変した時」及び「安否確認が24時間以上できなかった場合」に、いち早く家族や関係機関に連絡を行える体制を整えることができます。

◎ 設置する機器（貸与）は3種類

- 緊急通報装置（本体）
- 無線ペンダント
- 安否確認センサー

◎ 設置にかかる料金「無料」

◎ 毎月の利用料金「1ヶ月 500円」
（口座振替で支払いできます）



設置を希望する方は、福祉課（0260-27-1231）にご連絡ください。

下條村社会福祉協議会のサービス事業をご利用下さい

下條村社会福祉協議会（以下、社協）で行っている事業の中で、村民の皆様にご利用いただけるサービス事業の一部をお知らせします。

① 配食サービス

対象者：65歳以上で本人又は世帯全員が心身の障がい又は疾病等により調理が困難な方

日時：平日（希望の曜日）の昼食

方法：11時～11:45に配達

費用：有料（一部助成あり）

② 福祉機器の貸出し

対象者：村内に住所を有し、要支援・要介護・身体障がい者（児）手帳の認定（等級等条件あり）を受けている方等

機器：電動ギャジベッド、車椅子、吸引器

費用：返却時に消毒代のみ

③ 車椅子移送用車両貸出し（車椅子のまま搭乗できる）

対象者：村内在住の人で、身体の障がい・高齢・けが等により歩行困難な方等

利用目的：特に問わない

利用料：使用した燃料代のみ

※これらのサービスを受けるには社協へ申請書の提出が必要です。

【お問合せ・お申込み先】

下條村社会福祉協議会（役場福祉課内） ☎ 27-2858

長野県による「ガソリン緊急支援事業」のお知らせ

長野県ではガソリンをお使いの生活に困窮されている方からの申請に応じ **ガソリン券 5,000 円分**をお送りします。

申請期限

令和7年7月31日(木)まで

申請は1世帯1回限り

対象者

以下の全てに当てはまる世帯の生計維持者

- 令和7年1月1日において長野県内に住民登録がある世帯
- 住民税非課税(令和6年度分)または年収200万円未満の世帯
- 自動車、自動二輪車、原動機付自転車を使用している世帯

詳しくは下記のお問合せ先へアクセスしてください。

長野県ガソリン緊急支援事務センター ☎ 026-217-7827

受付時間 ▶ 平日(月)～(金) 9:00～16:00 ※土日祝除く

H P <https://www.nagano-gs.kinkyu.jp>

申請書類等は
こちらから
ご確認ください



長野県後期高齢者広域連合より保険証定期更新について

8月は後期高齢者医療の資格確認書の定期更新月になります。

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みとなり、本来8月の定期更新時はマイナ保険証の利用登録の有無により、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」お送りする予定でしたが、後期高齢者医療では、マイナ保険証の利用登録の有無に関わらず、資格確認書を発行する期間を令和8年7月末まで延長することとなりました。

被保険者の皆さまには、申請することなく、令和7年8月から使用できる「資格確認書」を7月下旬にお送りしますので、医療機関等を受診する際にご利用ください。

なお、マイナ保険証もこれまで通り使用できます。突然の入院でも高額払いが不要になる等のメリットがあるマイナ保険証の登録及び利用をご検討ください。

食中毒を予防しよう

「食中毒」とは、食中毒を起こすもととなる細菌やウイルス、有害な物質がついた食べ物を食べることによって、下痢や腹痛、発熱、吐き気などの症状が出る病気です。

6～8月は細菌性食中毒に注意 !!

細菌の多くは、室温(約20℃)で活発に増殖し始め、人間や動物くらいの体温で増殖のスピードが最も速くなります。また、湿気も好むため、梅雨のこの時期は注意が必要です。

食中毒予防の3原則

① 細菌を食べ物に「つけない」

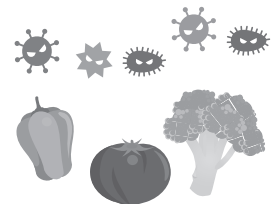
- ・調理前やトイレの後、食事前は石鹸を使用して手を洗いましょう。
- ・生ものとそれ以外のものは分けて調理しましょう。

② 食べ物に付着した細菌を「増やさない」

- ・細菌の多くは、10℃以下で増殖がゆっくりになり、-15℃以下では増殖が停止します。そのため、低温で保存しましょう。

③ 食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」

- ・肉料理は中心部を75℃で1分以上加熱し、細菌、ウイルスを死滅させましょう。
- ・調理器具は、洗剤でよく洗ってから熱湯をかけて殺菌しましょう。



食中毒かなと思ったら

- ① 下痢や嘔吐をした場合、脱水を防ぐために水分を取りましょう。
- ② 自分で判断し、薬を飲むのはやめて、病院に行きましょう。
- ③ 食べたもの、食品の包装、吐物が残っていたら保管しましょう。
原因を調べたりするために使う場合があります。



連載 集落支援員だより



連載 第8回：「人口減少を前向きに考えてみる」



集落支援員
木下 和之



こんにちは。集落支援員の木下です。

近年、「人口減少」は、日本全体で避けられない課題として受け止めるようになってきました。そこで、今回は世界の歴史や事例を調べつつ、人口減少の前向きな考え方を探ってみます。

歴史を調べてみると、新しい技術や制度の多くは、「社会課題」から生まれています。

例えば、過去の一五〇年は人口が急激に増えた時代でした。住宅や食料・水資源の不足、インフラの未整備など多くの課題を解決するために様々な技術や制度が整えられてきました。その歴史が現代の豊かな生活を支えています。

身近な例として、「結（ゆい）」という助け合いの仕組みがあります。農作業をお互いに支え合うこの知恵は、農地や労働力が少ない土地で安定して食料をつくるために生まれました。

また、中世ヨーロッパで流行したペストは人口を大きく減少させ、結果として封建制度の崩壊を招き、民主主義が生まれるキッカケとなりました。

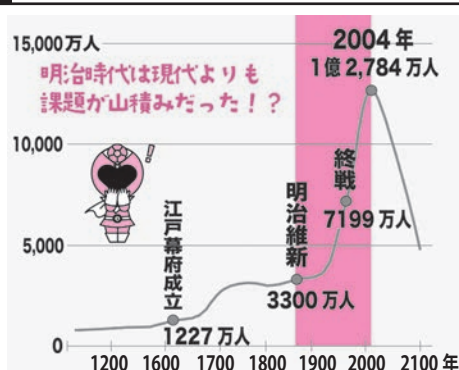
こうした事例に共通するのは、「課題があるからこそ変化が生まれる」ということです。いま日本が直面している人口減少も、きっと新しい技術や暮らし方を生むきっかけになるはずです。

もちろん、『新しい仕組み』を作るには多くの失敗や試行錯誤がつきものです。失敗も含めて、次の暮らし方を一緒に考えていけたらと思います。

最近では、空き家を活用した起業や、地域の課題解決につながる新しい取り組みも各地で広がっています。空き家の相談はもちろん、起業や地域活動のご相談も大歓迎です！どうぞお気軽にお声かけください。

人口増加時代の問題点と利点は？

日本の人口推移 1850~2004年



出典：国立社会保証・人口問題研究所（2023年4月）

人口増加の問題点



- ① 住宅・資源の不足、環境負荷が増
- ② 生活の質の低下（騒音・ストレス）
- ③ 格差拡大・仕事や住まい競争激化

人口増加も問題は多かったんだ！

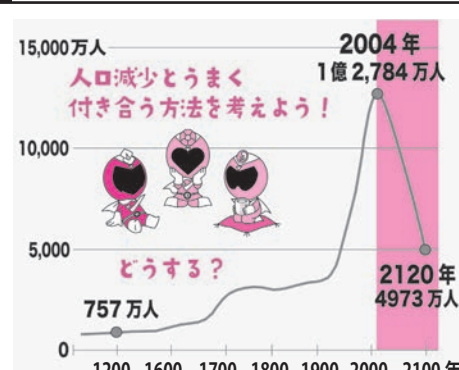
人口増加の利点



- ① 経済の活性化・GDP 成長
- ② 社会保障の支え手が多い
- ③ 技術革新や文化活動が盛んになる
- ④ 新しい需要・産業の創出・活性化

人口減少時代の問題点と利点は？

日本の人口推移 2004~2120年



出典：国立社会保証・人口問題研究所（2023年4月）

人口減少の問題点



- ① 労働力不足・産業の維持が困難に
- ② 経済規模の縮小・経済成長が鈍化
- ③ 地域コミュニティの衰退・空き家増
- ④ 高齢者増による社会保障の負担増

実は利点もたくさんあるんだね。

人口減少の利点



- ① 人口密度が下がり住環境が向上
- ② 新しい社会の試行がしやすい
- ③ 「質の豊かさ」の価値観が育つ
- ④ 新しい人材が流入・挑戦しやすい

社会課題（人口増減・災害など）から起きた革新や生活様式

江戸時代（18世紀後半—日本の農村）



食べもの
かない...

不作・疫病・飢饉

みんなで
協力だ!!

「結」の構築・強化

ペストの流行（14世紀—ヨーロッパ）



これまでか...

人口・労働力激減

仕組みを変えて
乗り切ろう!

封建制度の崩壊
民主主義の芽

第一次・二次世界大戦（20世紀前半）



どうしよう...

男性不在・労働力減

私たちが
やります!

女性の社会進出
福祉国家誕生

コロナウイルス（2020年代）



だれとも
会えない...

隔離・孤立

ネットで
つながろう!!

テレビ会議が定着

人口減少の対策事例

スペイン

若者流出・消滅危機



地域住民が
地域共同食堂
を運営

地域交流や孤立の解消

フィンランド

過疎化と公共施設の空洞化



図書館を交流、
学び、福祉の
拠点へ再構築

人の繋がり
と地域の誇りを形成

イタリア

観光の衰退と空き家増



村全体を
ホテルと考
えて空き家活用

観光再編・雇用創出

好事例に共通する考え方

量から質へ：「幸福度」「暮らしの豊かさ」に価値を置く

密なつながり：人間関係が近くなり、協働しやすくなる

小さくて多様：小規模で個性的な地域経済や教育の多様化

実験のしやすさ：「減少＝終わり」ではなく「再構築のチャンス」

良いアイデアをみんなで考える
チャンスかもしれないね!

ぜひお気軽にご連絡ください!



下條村役場 集落支援員
0260-27-2311（代表） 0260-27-2346（直通）



「集落支援だより」は次回は休刊となります。今年度から広報誌もじょうの発行回数が増えるため「集落支援だより」は年4回（2回に1回のペース）でお届けしていきます。

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。**節電**にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに**換気**をしましょう。

節電

こまめにフィルターのお手入れをする
2週間に1回を目安にしましょう

節電

適切な
室温設定

節電

すだれやカーテンを
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数
を確認する



換気

換気をして屋外の
涼しい空気を入れる

換気

窓とドアなど
2カ所を開ける

換気

扇風機や換気扇
を併用する

長時間、風が体に
直接あたらないように
注意しましょう

節電

クールビズを取り入れる

節電

複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渴いていなくても **こまめに水分・塩分を補給しましょう**

1日あたり
1.2L(1.2リットル)を
目安に



コップ約6杯

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後も
まず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

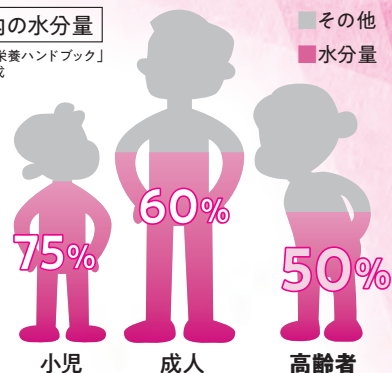
●東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

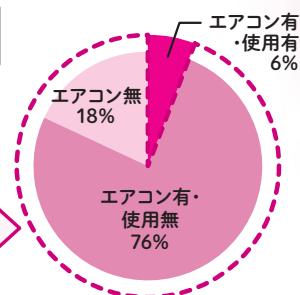
体内の水分量
「輸液・栄養ハンドブック」
より作成



エアコン設置有無・
使用状況別

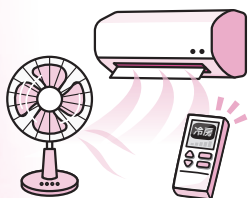
出典：東京都監察医務院

■ エアコン有・使用有
■ エアコン有・使用無
■ エアコン無



✓ 予防法ができているかをチェックしましょう

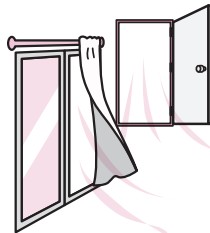
☐ エアコン・
扇風機を上手に
使用している



☐ 部屋の温度を
測っている



☐ 部屋の風通しを
良くしている



☐ こまめに
水分・塩分を補給
している



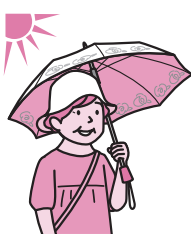
☐ シャワーや
タオルで体を
冷やす



☐ 暑い時は
無理をしない



☐ 涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



☐ 涼しい場所・
施設を利用する



☐ 緊急時・困った
時の連絡先を
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック！ ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用下さい。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます ▶



友達追加はこちら

学校だより

思い出に残る修学旅行

中学校三年 中島千愛



三日間の修学旅行で、友達との仲を深めて楽しく過ごすことができ、奈良と

京都について学ぶことはもちろん、統率係長として前に立って、みんなのお手本や引っ張る力を学ぶことができました。様々な場面で友達と関わり、意外な一面を知ったり、共通の話題で盛り上がり、友達との充実した時間を過ごせたので嬉しかったです。奈良と京都の様々な神社やお寺に行き、昔あった出来事や特徴などの話をたくさん聞くことができました。



そして、神社やお寺をお参りしてきたので、得たご利益を大切に生きて、受験や生活をよりよくしたいです。修学旅行で特に一番頑張った統率係長の

仕事は、大変で嫌になることもあったけど、最後までやりきることができました。そのおかげで、人前に立ち引っ張ることができるようになったので、これからの学校生活に生かしていきたいです。最高の修学旅行にすることができました。



海外研修の振り返り

中学校三年 串原和磨



私は先日、村の行事で三泊四日のグアム海外研修に参加しました。初めての

海外ということもあり、出発前は期待と不安が入り混じっていました。



が、現地での体験はどれも新鮮で、たくさんのお話を学ぶ貴重な機会となりました。

一日目は長い移動の日でしたが、グ

アムに到着したときの南国の空気や景色に心が躍りました。その後、現地のホストファミリーと合流し、初対面ながらも温かく迎えてくれたことがとても印象に残っています。緊張しながらも、英語で自己紹介をしたときに笑顔でうなずいてくれたホストマザーの優しさに安心しました。

二日目はグアムの学校を訪れ、現地の学生たちと交流しました。歓迎のダンスパフォーマンスを見たときは、文化の違いを強く感じると同時に、その表現の豊かさに感動しました。私たちも自分たちの地域について紹介する発表を行い、言葉に不安がある中で一生懸命伝えることで、相手に興味を持ってもらえる喜びを知りました。ドッジボールを通して言葉を超えた交流ができたことも、忘れられない思い出です。

三日目は海辺での職場体験があり、グアムの自然と関わりながら働く人たちの姿に触れました。その後、

バナナボートやカヤックといったマリンスポーツにも挑戦し、自然の美しさと楽しさを肌で感じました。午後には観光スポットを巡り、歴史や文化にも触れることができました。そして夜には、ホストファミリーとの別れパーティーが開かれ、別れが名残惜しくて、思わず涙が出そうになりました。

最終日は一日目と同じく移動で終わりましたが、帰りの飛行機の中で、今回の研修を通して得た経験や出会いの一つひとつを思い返し、心がいっぱいになりました。

このグアム研修を通して、言葉の壁を超えた交流の大切さや、異文化に触れることの楽しさを学びました。また、自分の考えを伝える勇氣や、相手を思いやる心の重要性にも気づくことができました。今回の経験を今後の学校生活や将来に活かしていきたいと思っています。





当日は、村内外より約三〇〇人の方が来場し、プロのオーケストラ楽団員の演奏を楽しみました。来場した多くの方から、「素晴らしい演奏だった」とのお声をいただきました。

このコンサートは、身近な場所でも一流のクラシック音楽に親しんでもらうことを目的としたもので、当日は名古屋フィルハーモニー交響楽団（名フィル）より五人の楽員にお願いいただきました。

五月五日（月）、コスモホールにて、オーケストラと友に音楽祭の一環で、コミュニティコンサートを開催しました。

オーケストラと友に音楽祭

二〇二五開催

教育委員会 子育て相談のお知らせ

教育委員会が運営する子育て支援センターすくすくでは、理学療法士による相談会を実施しています。子育てや、お子さんの家庭生活、学校生活などでお悩みのことや不安なことなどがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

相談員 理学療法士 塚原 茂樹 先生

赤ちゃんからお年寄りまで幅広く関わり、相談や支援をされています。



相談日時

開催月	○すくすく子育て相談 (主に就園・就学中のお子さんのいるご家庭を 対象とした相談会)	○つどいの広場子育て相談 (主に未就園のお子さんのいるご家庭を 対象とした相談会)
	毎月2回、土曜日実施 受付時間は13時～16時30分頃まで	毎月1回、平日実施 受付時間は9時30分～11時30分頃まで
4月、5月は終了いたしました		
6月	14日(土)、21日(土)	19日(木)
7月	5日(土)、26日(土)	22日(火)
8月	9日(土)、23日(土)	8日(金)
9月	6日(土)、27日(土)	8日(月)
10月	18日(土)、25日(土)	21日(火)
11月	8日(土)、22日(土)	12日(水)
12月	6日(土)、20日(土)	18日(木)
1月	10日(土)、24日(土)	16日(金)
2月	14日(土)、21日(土)	9日(月)
3月	14日(土)、28日(土)	13日(金)

※相談にはご予約が必要です。子育て支援センターすくすく（0260-27-2252（不在時は教育委員会 0260-27-1050））までご連絡いただき、ご希望の日時をお伝えください。

※相談会場は、いずれも「子育て支援センターすくすく」です。

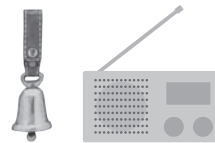


ツキノワグマにご注意ください

ツキノワグマが活発に動き回る季節になり、クマと不意に遭遇しないため、下記の点に注意しましょう。

クマよけ鈴、ラジオ、笛などを携帯する

クマは聴覚や嗅覚が人より優れています。人の気配を感じたクマは自ら避けてくれます。クマよけ鈴、ラジオ、笛など音の出る物を鳴らしながら行動しましょう。



朝夕の行動は避け、複数人で行動する

朝夕はクマが活発に活動します。この時間帯に山中に入ることは避けましょう。また1人ではなく、複数人で行動しましょう。



周囲を確認しながら移動する

釣りやキャンプで渓流沿いを移動する場合は、水の音でクマも人もお互いに気付かず、思わぬ距離まで接近してしまうことがありますので注意が必要です。

クマのいる場所に近づかない

山中はクマの生息地で、どこにいてもおかしくありません。クマの足跡や糞などを見つけたら、それ以上近づかずに引き返しましょう。



子グマを見たら立ち去る

子グマの近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマを守るために、人へ攻撃することがあります。子グマを見かけたら、そのままそっと立ち去りましょう。



生ごみなどを放置しないようにしましょう

家庭から出る生ごみなどもクマを呼び寄せてしまいます。餌付いたクマは人を怖がらなくなり大変危険です。生ごみは適切に処理してください。



- ・長野県ホームページに「ツキノワグマ出没(目撃)マップ」が掲載されておりますので是非ご覧ください。
- ・村内でクマを目撃したら、役場振興課までご連絡ください。

村営住宅（戸建て）子育て支援住宅のご紹介

山二地区（小学校下）村営住宅2棟のリフォーム工事が令和7年3月に完了しました。より子育てをしやすい住宅へ生まれ変わった村営住宅をご紹介します。令和7年度中にも同地区の1棟を同様にリフォーム予定です。



クロスと床を張替え
全室に断熱内窓設置



畳敷きの和室2部屋を
フローリング床の洋室へリフォーム



キッチンほか
水回り設備の入れ替え



コンクリート舗装した駐車場

場 所	小学校下（山二地区）
構 造	木造・戸建て 2LDK 64.59m ²
住宅使用料 （月額）	70,000 円 ※条件により 35,000 円
備 考	18歳以下の児童を養育する世帯は、35,000 円／月になります。別途、児童1人につき、2,000 円／月の住宅使用料補助があります。 ※児童2名まで、 最大 48,000 円／年 補助

地域づくり特別支援金事業のご案内

「地域をよくしたい」「こんな活動を始めたい」など、地域の活力を生み出す事業や地域づくりに、「下條村地域づくり特別支援金」制度を活用してみませんか。

1. 交付内容

地域の自主的かつ主体的に取り組む、モデル的で発展性のある地域づくり事業に要する経費に対し、予算の範囲内で支援金を交付する事業です。

2. 対象事業

- ・地域の元気を生み出す地域づくり
- ・地域協働推進
- ・教育及び文化の振興
- ・安全安心な地域づくり
- ・環境保全及び景観形成
- ・産業振興及び雇用拡大

3. 交付金額

ハード事業：対象経費の 1/2 以内（上限 20 万円まで）
ソフト事業：対象経費の 10/10 以内（上限 20 万円まで）

4. その他

- ・個人での申請はできません。アイデアを地域で話し合っていていただき、積極的にご活用ください。
【過去の事例：
公園整備、記念碑建立、イベント、休憩施設設置】
- ・毎年各地区へ交付されている「下條村地域づくり交付金」とは、異なる制度です。

対象になるのかどうか、また具体的な手続の方法等、ご不明な点等につきましては、お気軽に総務課企画財政係（27-2346）までお問い合わせください。

家屋異動(新築・増築・取壊し等)報告をお願いいたします。

家屋異動につきましては、本年 1 月から現在までに完成した家屋をお持ちの皆様及び、現在建築中で本年内に完成予定の家屋も含めて建築中の皆様は、下記期日までに税務会計係へ報告くださいますようお願いいたします。

また、新築・増築・改築だけでなく、取壊しの家屋もありましたら、合わせて報告願います。
なお、不明な点がございましたら、お気軽に税務会計係までお問い合わせください。

* 本調査は固定資産税に関するもので、家屋とみなされる附属屋（納屋・車庫）等の異動について連絡ください。

報告が必要な家屋	報告が不要の家屋
* 通常の住宅 * 基礎や壁のある納屋・物置・車庫等 * 壁やシャッターで囲まれた鋼製の車庫	* ブロックへ据え置くタイプの物置 * 壁がなく、屋根のみの車庫

報告期限 令和 7 年 6 月 30 日(月)

連絡先 下條村役場 住民税務課 税務会計係 TEL：27-2346

* 報告いただいた家屋については、税務会計係が家屋評価及び確認に伺います。評価の期日につきましては、税務会計係が該当者へ直接ご連絡いたします。



この度は、大勢の方から下條村ふるさと応援寄付金にご協力いただき、誠にありがとうございます。いただいた。尊い志を大切に、『下條村の村づくり』のために、有効的に活用させていただきます。今年度も下條村は、昨年度の取組を踏まえ、新たな返礼品目の追加等、ご寄付の更なる拡大に向けた取り組みを行います。

令和六年度の寄付金総額、一〇七二万七千円、寄付件数、九百十三件と、たくさんのご寄付をいただきました。寄付金の内訳と寄付をいただきました皆様の中で、氏名の公表をご承諾いただいた方々のお名前を下記のとおり掲載させていただきます。

下條村ふるさと応援寄付金ご報告

寄付の使い道	件数	金額
福祉に関する事業	249	2,885,000
農業、商工業振興に関する事業	121	1,407,000
若者定住、少子化対策等に関する事業	240	2,910,000
自然環境の保全に関する事業	152	1,716,000
教育、スポーツの振興に関する事業	122	1,450,000
歴史文化の保存に関する事業	25	304,000
その他	4	55,000
合計	913	10,727,000

氏名	都道府県	氏名	都道府県	氏名	都道府県
菅原 顕介 様	北海道	川上 正博 様	東京都	高山 和之 様	福井県
花井 攻一 様	栃木県	西本 大輔 様	東京都	吉澤 宏樹 様	三重県
阿久澤明義 様	群馬県	上島 美紀 様	東京都	中村 裕子 様	滋賀県
杉山よしこ 様	千葉県	柴崎 栄二 様	東京都	上木 正章 様	滋賀県
細井 克彦 様	神奈川県	大橋 陽子 様	東京都	石井 清午 様	和歌山県
河原 和也 様	神奈川県	新井 千秋 様	東京都	長谷 寛二 様	京都府
千葉 貴紀 様	神奈川県	長尾 篤 様	東京都	黒田 建一 様	京都府
大河原幸一 様	神奈川県	宮下 広美 様	長野県	川崎 陽介 様	京都府
安井 啓行 様	埼玉県	小西 勝 様	長野県	末益 美紀 様	大阪府
近藤 俊介 様	埼玉県	田中 徹 様	長野県	西村 貴樹 様	大阪府
大内 英明 様	埼玉県	山口 幸男 様	静岡県	永田 浩一 様	大阪府
山田 征範 様	東京都	大友 文人 様	岐阜県	澤村 昌男 様	大阪府
長野 剛士 様	東京都	古田 仁士 様	岐阜県	田中 貴志 様	兵庫県
牧野 篤 様	東京都	山内 康司 様	愛知県	山田 幸一 様	兵庫県
小林 昌彦 様	東京都	沖田 佑真 様	愛知県	井上 智規 様	兵庫県
口分田京子 様	東京都	池田 智秀 様	石川県	大野 一郎 様	愛媛県

企業版ふるさと納税によるご寄付の公表

この度、以下の企業様から事業へのご賛同をいただき、企業版ふるさと納税によるご寄付を賜りました。

企業名	所在地	対象事業	寄付額
木下建設株式会社 様	長野県飯田市松尾町 1丁目22番地	信州大学 ランドスケープ・プランニング 共同研究講座	500,000 円

頂戴した寄付金は、村の地域再生計画に則し、これからの地域づくりに活用されます。
この度は、ご寄付を賜り誠にありがとうございました。

令和7年度の粗大ごみ・小型家電の収集日の変更について

毎年5月に実施しておりました、粗大ごみ・小型家電の収集ですが、本年度より、実施時期・実施方法を変更して行います。現在、桃立の一般廃棄物最終処分場への埋立ごみ、粗大ごみの受け入れは、状況等を鑑み受け入れを中断しております。

今年度の粗大ごみ・小型家電回収の実施につきましては日程等確定してはおりませんので、日程が確定次第、粗大ごみと小型家電の回収を同時期に実施したいと思っています。日程等確定しましたら全戸配布及びしもじょうSナビ、音声告知などで周知させていただきます。

また、埋立てごみの処理に関しては、今後負担する費用が増大することが見込まれます。ごみの減量化に努めていただきながら、処理費用の減少にご協力をお願いします。

埋立てごみと思われる物から、金物類や硬質プラスチックの分別をできる限り行っていただきまして埋立てごみの排出の抑制へのご協力をお願いいたします。



事業主のみなさまへ

6月は外国人雇用啓発月間です。

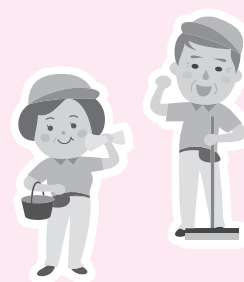
外国人の雇入れ及び離職の際には、労働者の氏名、在留資格、在留カード番号等をハローワークに届け出ることが義務付けられています。

また、国籍に関わらず外国人労働者にも労働関係法令や社会保険関係法令が適用されるとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が定められ、雇用管理の改善が事業主の努力義務となっています。

なお、外国人雇用に係るご質問等は、ハローワーク飯田（電話 0265-24-8609）雇用指導官へお問い合わせください。

住宅クリーニング講習 受講生募集

- 参加対象者 / 60歳以上、シルバー人材センターに興味をお持ちの方
 参加費 / 無料
 日時 / 令和7年7月14日（月）15日（火）
 14日 13:00～16:00
 15日 9:00～14:30
 会場 / 阿南町民会館
 講師 / (株) サニクリーン甲信越 クリーンサービス事業部
 申し込み期間 / 令和7年6月9日（月）～ 6月30日（月）
 受付窓口 / シルバー人材センター 31-1171 ハローワーク飯田



令和7年度に南信労政事務所 (長野県の現地機関) が行う

労働相談 のご案内

秘密厳守
公平
相談料無料

電話・メール・伊那合同庁舎での相談は

電 話 0265-76-6833 (直通)

実 施 日 / 土日祝日と12月29日～1月3日を除く毎日

実施時間 / 午前8時30分から午後5時15分まで

メール (ながの電子申請サービス) による相談

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/sodan/rodo/index.html>

又は「労働相談 長野県」で検索

下記のとおり巡回労働相談を実施します

相談日の前日午後5時15分までに南信労政事務所(0265-76-6833)に電話で予約してください。

令和7年度	飯田市勤労者福祉センター (飯田市東栄町3108-1)	
6月	11日(水)	25日(水)
7月	9日(水)	23日(水)
8月	7日(木)	27日(水)
9月	10日(水)	24日(水)
10月	8日(水)	22日(水)
11月	12日(水)	26日(水)
12月	10日(水)	24日(水)
1月	14日(水)	28日(水)
2月	12日(木)	25日(水)
3月	11日(水)	25日(水)



実施時間は各日とも午後0時30分から午後3時30分までです。

8月7日と2月12日は木曜日開催です。

第12回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

■戦没者等の遺族に対する第12回特別弔慰金(額面27万5千円、5年償還の記名国債)の請求を受け付けています

支給対象者

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期限

令和10年3月31日まで

※前回の第11回特別弔慰金を下條村で申請された方で対象となる方には6月中旬頃、案内を郵送いたします。

転入等により新たに申請される方は福祉課へお問い合わせください。

※期限を過ぎると第12回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。



このトイレは墓地公園や中原地区のそば畑を訪れる観光客と地元住民が利用しやすい様に水洗化し、気軽に休憩ができる場を提供する

令和六年度事業として実施しました上野原多目的広場トイレ新築工事が完了し、令和七年六月一日より利用を開始いたします。

上野原多目的広場のトイレが完成しました

場所…村民センター

九時から十一時三十分

十月一日(水)

日時…六月四日(水)、八月六日(水)、

今後の行政相談の予定は

役所などに連絡したりします。

行政相談委員は、国・県・市町村

の行政などについての相談に応じて、アドバイスをしたり、関係する

大臣から委嘱されました。

下條村担当の行政相談委員として、柳瀬勝弘氏(小松原)が令和九

年三月末までの任期で引き続き総務

行政相談委員の紹介

ことを目的として建築しました。そば畑や南アルプス、夜の星空を眺望できる場所にあるため、その景観に配慮した屋根建築となっており、日陰空間や利用者のプライバシーの確保、安全性にもこだわってデザインされております。

表敬訪問



水泳

三月二十七日～三十日に東京都で開催された第四十七回JOCジュニアオリンピック春季水泳大会において、四〇〇mフリーリレー(一〇〇m×四人)に出場の下嶋花菜さん(粒一南)が三月二十四日に表敬訪問されました。

医療的ケア児等コーディネーターが配置されました

南信州広域連合では、令和6年4月から飯田市こども発達センターひまわりに医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。コーディネーターは、医療的ケア児・者の生活支援システムを構築するキーパーソンとしての役割を担い、医療的ケア児・者の支援を総合的に調整し関係機関との連携を図ります。医療的ケア児・者の支援に関してご相談がある場合は、飯田市こども発達センターひまわり(電話 0265-23-6097)までお問い合わせください。



■ 死亡

◇ 出生

戸籍の
窓口

(敬称略)

令和7年4月1日

～

令和7年5月15日
掲載承諾書受付分



カメラでみる 村の動き ズームアップ 下 條

令和7年4月から
令和7年5月まで



▲ 4月14日 ジャがじゃが応援団のみなさんと小学3年生で、じゃがいもの植え付けを行いました。



▲ 5月9日～30日
小・中学生を対象に、恒例のそばランチを実施しました。子どもたちが毎年楽しみにしている行事の一つです。



◀▲ 4月26日
市町村対抗駅伝大会が松本にて開催されました。
一般の部は51チーム中26位、
村の部6チーム中4位。
小学生の部は58チーム中22位、
村の部19チーム中4位という結果でした。



▲▶ 5月18日
消防団阿南地区班水防訓練・Dブロック操法講習会が阿南町にて行われました。梅雨期を前に土嚢積み、シート張りなど水害対策について学びました。



▲ 5月20日 保育所の交通安全教室が行われ、横断歩道の渡り方など交通ルールを学びました。